



# 自転車の交通ルールを守りましょう。



## 【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯・反射材着装
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

自転車は「車両」です。車道の左側（端）通行が原則です。

自転車は、原則として「道路左端」を通行しましょう。



## 【自転車の通行方法の規定（道路交通法）】

- 車両（自転車を含む。）は、歩道又は路側帯と車道の区別された道路では「車道」を通行しなければなりません。（17条1項）
- 自転車は、道路の左側端を走行しなければなりません。（18条1項）

### ☆ 自転車が「歩道」を通行できる場合

- ① 道路標識や道路標示により自転車通行可の場合。
- ② 自転車の運転者が、児童・幼児（13歳未満）、70歳以上車道通行に支障がある身障者
- ③ 道路工事、駐車車両、著しく交通量が多い、車道の幅が狭いなど、歩道を通行することがやむを得ない場合。

※ 歩道は、歩行者の通行のための場所ですから、自転車を走行させる場合は、歩行者の安全を最優先しなければなりません。

※ 『自転車専用通行帯』とは、自動車等と自転車の通行部分を区分し、自転車専用通行帯として指定された部分です。  
自転車専用通行帯は、道路左側の自転車通行帯を通行しましょう。

## 自転車の路側帯通行に関する規定は次のとおりです。

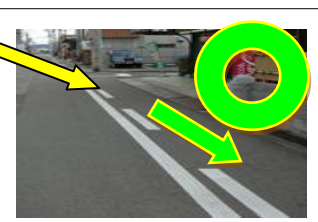
道路交通法には、「軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、・・・路側帯を通行することができる。」と規定されています。（道路交通法第17条の2）

自転車道路左側の路側帯を通行する場合は、歩行者の妨げにならないように注意しましょう。



◎ 『路側帯』とは、歩行者通行のため、歩道がない道路に設置されているいわゆる「歩行者用」の通行部分です。

◎ 『駐停車禁止路側帯』とは、『路側帯』を駐停車禁止として指定した通行部分です。



※ 一番上の写真のように、歩道がある場所での白線は、『車道外側線』です。『路側帯』ではありません。

自転車が通行できる路側帯は道路左側に限定されています。



左側の路側帯は通行可能



右側の路側帯は通行不可

路側帯を通行する場合は、「道路左側の路側帯」を通行しなければなりません。

(道路交通法第17条の2)

(罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

ルールを守り、自転車同士の正面衝突やすれ違い時の接触事故等を未然に防止しましょう。

平成27年6月1日から自転車運転者講習制度が施行されます。

自転車運転者講習制度のながれ ※受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

①自転車運転者が危険行為をくり返す  
●3年以内に2回以上

②交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

③講習の受講  
●講習時間：3時間  
●講習手数料：5700円(標準額)

自転車運転者講習に関して定められた危険行為14種

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路徐行違反 ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入
- ⑦交差点安全進行義務違反 ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反 ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置(ブレーキ)不良車運転
- ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反

自転車のブレーキ等は確実に点検整備しましょう。



自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等に加入しましょう。

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に、加入するようにしましょう。

点検、整備を受けた安全な自転車に加入申込みができる、TSマーク付帯保険(傷害・賠償責任補償付き)

第一種TSマーク 第二種TSマーク



TSマーク付帯保険は、自転車安全整備士の点検を受けた自転車店などで有料で加入申込みができます。